

光市公告第41号

光市地域包括支援センター管理システム再構築業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和7年7月7日

光市長 芳 岡 統

記

1 業務名

光市地域包括支援センター管理システム再構築業務

2 業務の目的

光市地域包括支援センター管理システム再構築業務は、地域包括支援センターが実施する地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付マネジメント業務に係る連携・情報管理システムの再構築を目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）において、地方公共団体で同様のシステム納入実績があり、現在も稼働中で運用、保守業務を継続して契約している実績があること。
- (2) 仕様書等において示す実施体制を整備することができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定

に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有していないこと。
- (6) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

5 手続等

(1) 実施要項等の入手方法

実施要項等は、市ホームページ<https://www.city.hikari.lg.jp/>から入手すること。

(2) 参加表明書等の提出方法等

ア 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

イ 提出期間

令和7年7月7日（月）から令和7年8月1日（金）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

ウ 提出場所

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市福祉保健部高齢者支援課地域包括支援係

(3) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

イ 提出期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月8日（金）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

ウ 提出場所

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市福祉保健部高齢者支援課地域包括支援係

6 評価及び選定

(1) 選定審査

光市地域包括支援センター管理システム再構築業務公募型プロポーザル評価委員会により行う。

(2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

7 その他

(1) 提出された参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載を発見したときは、当該参加者を失格として取り扱うものとし、評価の対象としない。

(2) その他詳細は、実施要項及び仕様書のとおりとする。

(3) 本手続に関する照会窓口は、光市福祉保健部高齢者支援課地域包括支援係（電話（0833）74-3002）とする。